

様式第3号

堺市社会福祉協議会区事務所設置及び維持管理事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請人
様

堺市長

年 月 日付、第 号で交付決定した堺市社会福祉協議会区事務所設置及び維持管理事業補助金については、下記のとおり内容を一部変更して交付することに決定したので、通知します。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	堺市社会福祉協議会区事務所 設置及び維持管理事業補助金
補 助 金 変 更 交 付 決 定 額	円		
既 決 定 額	円		
増 減 額	円		
補 助 金 既 交 付 額	円		
今 後 の 交 付 額 もしくは返納額	円		
交 付 予 定 時 期	月 円 ※ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により 変更することがある。		

- 1 補助条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
 - (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
 - (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。